

磁気共鳴スペクトロスコピー及び機能的 MRI を用いた脳機能評価
に関する研究支援業務に係る労働者派遣契約

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1. 件 名 磁気共鳴スペクトロスコピー及び機能的 MRI を用いた脳機能評価に関する研究支援業務に係る労働者派遣契約
2. 目 的 脳疾患や神経機能異常の病態解明及び評価法開発に資するため、磁気共鳴スペクトロスコピー (MRS) 及び functional MRI (fMRI)、超偏極 MRI 等を用いて、脳内代謝及び脳機能ネットワークを非侵襲的に評価する技術の開発、検証及び応用に関する研究支援を行う。
3. 業務内容
- ＜開発業務＞
- 実験動物及びヒトイメージング実験 (MRI 等) 撮像補助、およびイメージングデータ (マウス及びヒト) の解析補助
 - 培養細胞や動物由来組織ホモジェネートを用いた NMR 測定補助、および NMR データの解析補助
 - 空間トランスクリプトーム解析に用いるマウス脳サンプルの作成及び空間トランスクリプトームデータ解析の補助
 - 脳サンプルからの RNA 抽出、cDNA 合成、qPCR (プライマー設計も含む)
 - 実験動物の飼育、繁殖、ジェノタイピング
 - 細胞培養
 - 脳切片の作成、免疫組織染色
 - マウス行動実験 (オープンフィールド、ロータロッド、Y 字迷路等)
 - 解剖 (灌流、採血含む)、および薬剤投与 (静脈、経口、腹腔内、脳室内等)
 - Wes を用いたウェスタンブロッティング等のタンパク定量実験
- ＜研究補助業務＞
- 物品発注業務
 - 予算管理業務
 - 委託費執行に係る書類作成
 - 委託費関連会議設営支援 (外勤を伴う場合がある)
 - マウス・ラットの飼育管理、交配・繁殖
4. 業務に必要な経験・能力
- ① 理系大学卒業以上の学歴を有すること。または、それと同等の知識を有すること
 - ② マウスの飼育管理から交配を行い、ジェノタイピングにて特定の遺伝子型の違いを検出した経験を 1 年以上有すること
 - ③ マウスに対して、麻酔、頸椎脱臼からの解剖、腹腔内投与の作成経験を 1 年以上有すること
 - ④ 組織染色、パラフィン包埋の経験を有すること
 - ⑤ パソコン操作 (研究を目的とした表作成、ワード、パワーポイントの活用、対外的な電子メールのやりとり) の経験を有すること
 - ⑥ 大学機関・研究機関において発注等の事務経験を有すること
 - ⑦ 派遣元による、技術研修 (細胞培養、PCR 等の実験操作) を実施していること
 - ⑧ メンバー間でコミュニケーションをとって職務遂行する能力を有すること
 - ⑨ MR イメージング機器や NMR 装置の操作の経験があること。
5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

〒263-8555 千葉県稲毛区穴川4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命科学研究所

量子生命スピングループ 量子超偏極 MRI チーム

(ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等)

7. 組織単位

量子生命科学研究所 量子生命スピングループ 量子超偏極 MRI チーム

8. 指揮命令者

量子生命科学研究所 量子生命スピングループ グループリーダー

9. 派遣期間、就業時間、人員

(1)派遣期間 令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日

(2)就 業 日 土日祝日、年始(1/1～1/3) その他 QST が指定する日を除く毎日。
ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

(3)就業時間 8 時 30 分～17 時 00 分(休憩時間 60 分を含む。)
業務時間外もしくは就業場所外にて業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(4)人 員 1 名 派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は振替勤務日を指定する、または交代要員を配置させる等、担当職員と協議のうえ必要な措置を講ずること。

10. 派遣先責任者 千葉統括部 庶務課 課長

11. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」
- ・ 派遣労働者を「60歳以上の者に限定しない」

12. 派遣労働者の服務等

(1)派遣労働者は、業務上知り得た情報を、QST の許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(2)派遣労働者は、QST の管理上の諸規程を遵守すること。

(3)QST への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。

(4)小動物(ラット・マウスなど)に対するアレルギーを有しないことを派遣元の責任においてアレルギー検査で確認していること。なお、検査に必要な費用については派遣元が負担すること。

(5)一般健康診断およびアレルギー検査に関する検査機関の手配および費用の負担は派遣元とし、特殊健康診断については QST の負担とする。

(6)派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対

策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

(7)在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 3. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。また、提出書類に不備等ある場合、契約始期からの派遣労働者受入について、改めて協議を行うこととする。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1)仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約始期の前日までに）
 - (2)労働者派遣事業許可証（写）（契約始期の前日までに）
 - (3)派遣元の時間外休日勤務協定書（所轄労基署受付済の写）（契約始期の前日までに）
 - (4)派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約始期の前日までに及び変更の都度速やかに）
 - (5)派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約始期の前日までに及び変更の都度速やかに）
 - (6)派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約始期の前日までに及び変更の都度速やかに）
- ※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報には黒塗りとする。
- (7)その他契約上必要となる書類（契約始期の前日までに）

※上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

1 4. 検査

履行完了後、QST 職員が、履行状況をタイムシート等で確認したことをもって検査合格とする。

1 5. その他

- (1)業務遂行上派遣労働者が被った災害は、QST の原因に起因するものを除き、QST は一切の責任を負わないものとする。
- (2)その他、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、派遣先、派遣元双方が協議の上処理するものとする。
- (3)派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (4)本件業務の遂行と関連して出張を依頼する場合がある。出張に伴い生じる交通費及び宿泊費については QST で負担するものとする。
- (5)派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を

始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

(6)派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。

1 6 . グリーン購入法の推進

- (1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、O A 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2)本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7 . 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

所 属：量子生命科学研究所

量子生命スピングループ 上席研究員

氏 名：高堂 裕平